

「LYS-No. 1F 株を利用して生産された塩酸L-リジン」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成23年6月9日～平成23年7月8日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 御意見・情報の概要及び遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
1	<p>アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方を適用したのであれば、タンパク質含量を省略した説明を行うべき。アレルゲンだけではなく、飼料添加物中のタンパク質による畜産物中の危害がないことを説明すべき。</p>	<p>本飼料添加物は、製造工程において高度に精製され、飼料添加物成分規格収載書の成分規格（含量：98.5%以上）を満たす非タンパク質性の飼料添加物です。タンパク質が残存した場合に安全性上問題となるのは、アレルギー誘発性を含めたその有害性であり、その観点からの評価も行う必要があります。しかし、本品目は飼料に添加するものであり、ヒトが直接摂取するものではなく、例え微量のタンパク質が残存したとしても、本飼料添加物を摂取した家畜の体内においてタンパク質は消化・分解され、摂取動物体内で新たな有害物質が産生されることはないと考えられます。</p> <p>また、タンパク質以外の不純物については、アミノ酸分析及びHPLC法による分析の結果では、従来品と比較して既存の非有効成分の含有量は増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。</p> <p>以上のことから、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に準じて附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終</p>

		産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）を適用して評価した結果、本飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断しました。
2	第66回遺伝子組み換え食品等専門調査会で検討されているように、ガイドラインを策定すべき。	御指摘のガイドラインの策定については、引き続き、検討しているところであり、具体的な事例も踏まえて、今後検討を進める予定です。